

議案第 26 号

墨田区営住宅の使用料等に係る債権の放棄について
上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区営住宅の使用料等に係る債権の放棄について
下記のとおり債権を放棄する。

記

- 1 債 権 の 内 容 墨田区営住宅の使用料及び共益費、不正占有に係る損害賠償
金、建物明渡等請求に係る訴訟費用並びに強制執行費用
- 2 債 務 者 ●● ●● 相続財産法人
- 3 放棄する債権の額 460万568円
- 4 放 棄 の 理 由 当事者の死亡等により、回収が困難であるため

(提案理由)

債権の適正な管理を図るため、区営住宅の使用料等に係る債権を放棄する必要がある。